

平成28年4月16日に熊本県で発生した人工斜面(宅地擁壁等)の崩壊に対して 災害関連緊急事業(特例措置)を実施します

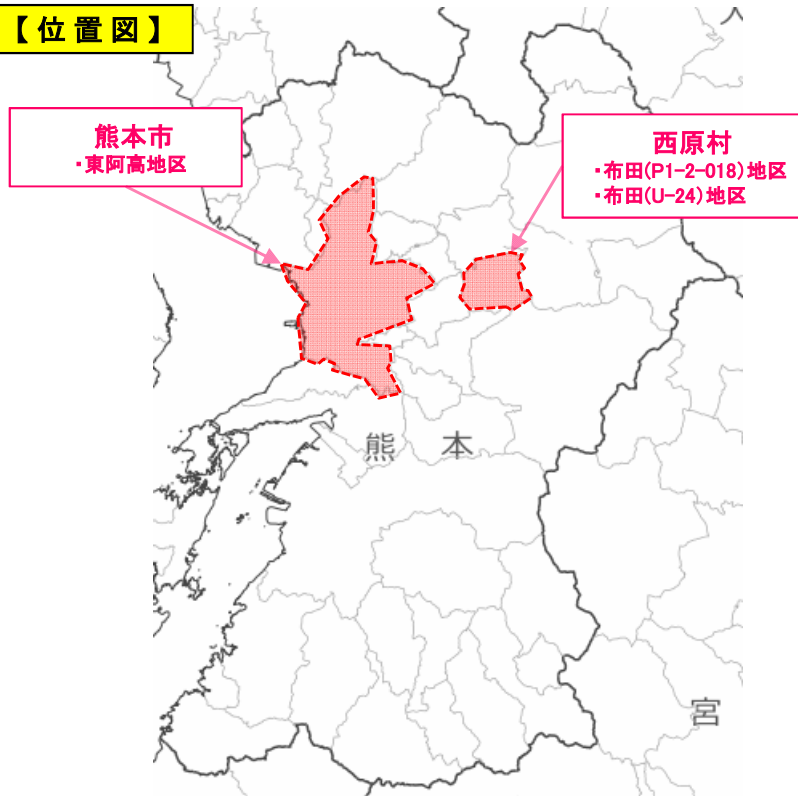
国土交通省砂防部
平成29年3月8日

平成28年熊本地震に伴い発生したがけ崩れ(擁壁等を含む)に対して、熊本県が緊急的に対策工事を実施します。

<事業名>

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業【特例】

【位置図】



ひがしあだか
【東阿高地区】
場所 : 熊本県熊本市南区
発生日時 : 平成28年4月16日
崩壊の規模 : 幅106m 高さ11m
事業費 : 約4,000万円
主な対策工 : 法面工、擁壁工



ふた
【布田(P1-2-018)地区】
場所 : 熊本県阿蘇郡西原村
発生日時 : 平成28年4月16日
崩壊の規模 : 幅158m 高さ5m
事業費 : 約9,000万円
主な対策工 : 法面工、擁壁工



ふた
【布田(U-24)地区】
場所 : 熊本県阿蘇郡西原村
発生日時 : 平成28年4月16日
崩壊の規模 : 幅88m 高さ3m
事業費 : 約3,000万円
主な対策工 : 法面工



【災害関連緊急事業等における特例措置】

平成28年熊本地震により発生したがけ崩れについて、放置すれば次期降雨や余震等で周辺の住家及び各種公共施設などに被害が拡大するおそれがある場合、高さ3m以上の小規模な急傾斜地や宅地擁壁等に対する対策についても、一定の要件を満たせば対策が実施できるよう採択要件の緩和を行いました。